

～ 財政健全化法の財政指標を公表 ～

■平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

この財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）は、地方公共団体の財政が悪化した場合に早期に健全化することを目的に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき新たに設けられたものです。

■本市の数値は、どの財政指標においても早期健全化基準を大きく下回り、財政の健全性を示しております。

○健全化判断比率 (単位：%)

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.53	20.00
連結実質赤字比率	—	16.53	40.00
実質公債費比率	7.2	25.0	35.0
将来負担比率	37.5	350.0	

※「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、黒字の場合「—」の表記となる。

○資金不足比率 (単位：%)

	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0
公設地方卸売市場特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

※資金不足とならない場合は、「—」の表記となる。